

岡山県「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上マスコットキャラクター使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上マスコットキャラクター（以下「マスコットキャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 マスコットキャラクターは、より多くの県民に早寝、早起き、朝ごはん等の生活リズム向上への関心を喚起するとともに、その理解促進等の活動を親しみやすく展開するために使用するものとする。

(使用承認の申請等)

第3条 マスコットキャラクターの使用を希望する者は、あらかじめ岡山県「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、岡山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 岡山県内の学校園及び保育所が、教育目的で使用するとき。
- (2) 岡山県内の関係行政機関が生活リズム向上の推進又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、教育長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 教育長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットキャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 岡山県及び岡山県教育委員会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 生活リズム向上の推進又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
- (3) マスコットキャラクターを承認された使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7) その他、教育長がマスコットキャラクターの使用について不適当と認めたとき。

2 前項の承認は、岡山県「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 マスコットキャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、教育長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し又は転貸しないこと。
- (3) 岡山県教育委員会が別に指定する色、形等を正しく使用し、変更を行わないこと。
- (4) 原則として、物品等には、『岡山県「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上マスコットキャラクタークター』という表記を付すること。
- (5) 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第7条 マスコットキャラクター使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、岡山県「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上マスコットキャラクター使用承認変更申請書（様式第3号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、岡山県「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

(承認の取消し)

第8条 教育長は、マスコットキャラクターの使用がこの規程又は承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットキャラクターの使用承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、教育長はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、岡山県「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上マスコットキャラクター使用承認取消書（様式第4号）をもって行うものとする。

(損害賠償)

第9条 この規程及び承認の内容に違反してマスコットキャラクターを使用した者は、その使用により、県に損害を生じさせた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、マスコットキャラクターの取扱いについて必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年1月13日から施行する。